



Title	NMDと軍備管理・不拡散：共存の可能性
Author(s)	戸崎, 洋史
Citation	国際公共政策研究. 2001, 5(2), p. 147-162
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/7393
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

NMDと軍備管理・不拡散

—共存の可能性—

NMD with Arms Control and Non-Proliferation: Possibility of Co-Existence

戸崎 洋史*

Hirofumi TOSAKI*

Abstract

National Missile Defence (NMD) is a “double-edged sword”: it would reduce the threats of ballistic missile attacks against the US homeland; at the same time, however, it might lead to nuclear arms race and collapse of arms control and non-proliferation. The United States should pay much attention to the concerns from those opposing NMD, especially Russia and China. In addition, the United States as well as the major powers should start moving from Mutual Assured Destruction (MAD) to Mutual Assured Safety (MAS) which aims to reduce threats and to maintain strategic stability in a safe and stable manner. Under these conditions, NMD can co-exist with arms control and non-proliferation.

Keywords: National Missile Defence (NMD), arms control, non-proliferation, nuclear weapons, ballistic missiles, Mutual Assured Destruction (MAD), Mutual Assured Safety (MAS) 国家ミサイル防衛 (NMD)、軍備管理、不拡散、核兵器、弾道ミサイル、相互確証破壊 (MAD)、相互確証安全 (MAS)

* (財)日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター 研究員

1 はじめに

米国が、弾道ミサイル攻撃に対する米国本土の防御を目的として、配備に向けて計画を進めている国家ミサイル防衛(NMD)は、現在、軍備管理・不拡散問題を巡る議論の中心となっている。2000年核不拡散条約(NPT)運用検討会議の一般演説では、ロシア、中国およびフランスをはじめ多くの国がNMD批判を行い、さらにアナン国連事務総長も、「(NMDを配備するという)圧力が、弾道弾迎撃ミサイル(ABM)条約を危うくし、……新たな軍備競争や、核軍縮および核不拡散の後退を導き、さらにミサイル拡散の新たな誘因をつくり出す可能性がある¹⁾」として懸念を示した。その後、核兵器国は共同声明で、「戦略的安定の基礎であり、戦略攻撃兵器の一層の削減の基礎であるABM条約を維持および強化する²⁾」という、NMDを許容するとも否認するとも解釈できる曖昧な文言を用いて、会議ではNMDに関する議論を棚上げすることに合意した。このことは、運用検討会議を成功に導く一助となった。

しかしながら、これはNMD問題の解決を意味するものではない。米国では、ブッシュ新大統領および政権スタッフ、ならびに議会議員の多数がNMDの配備に賛成している一方で、国内には強い反対論もある。ロシア、中国およびフランスは、運用検討会議以降も、NMDに反対する姿勢を変えていない。またNMD問題は、とくに核兵器およびミサイルに関する軍備管理・不拡散問題と密接に関連しており、その進展を阻害している要因の1つにあげられている。

NMD反対派は、米国によるNMDの配備を、軍備管理・不拡散の推進と相反するものであると捉えている。本稿では、これらを対立するものではなく、共存するものとして捉えることはできないか、またいかにすれば共存が可能であるかに関して考察する。

2 米国のNMD計画および政策

米国では、レーガン政権下で戦略防衛構想(SDI)が、またブッシュ政権下でSDIの規模を縮小した限定的ミサイル防衛体系(GPALS)が計画された。クリントン政権下でも、米国本土をカバーする弾道ミサイル防衛システムの研究・開発が継続されたが、同政権

1) "Statement of the Secretary-General Kofi Annan", to the NPT 2000 Review Conference, New York, 24 April 2000.

2) "Statement by the delegations of France, the People's Republic of China, the Russian Federation, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, and the United States of America", to the NPT 2000 Review Conference, New York, 1 May 2000. 運用検討会議の最終文書でも、同様の文言が用いられた。NPT/CONF.2000/28 (Part I and II) of 20 May 2000.

は当初、共和党保守派の議員が中心となって提案したNMDに消極的であり、むしろ在外米軍および同盟国に対する弾道ミサイル攻撃の迎撃を目的とする戦域ミサイル防衛（TMD）を優先する政策をとっていた。

しかしながら、1998年7月に提出されたラムスフェルド報告³⁾で、懸念国（states of concern）が、早ければ5年以内に、米国に到達する弾道ミサイルを開発し保有するとの見方が示され、その直後の8月に北朝鮮がテポドン・ミサイルの実験を行ったことに加えて、共和党議員からクリントン政権は自国の防衛に積極的ではないとの批判が強まったこと、NMDの配備に対する民主党議員の支持も高まったこと、ならびにNMDに対するクリントン政権の消極的な態度は2000年11月の大統領選挙で民主党に不利に働く可能性があったことなどから、クリントン政権は、限定的な（limited）NMDの配備を支持するとの政策転換を行った。1999年5月には、「（事故、偶発あるいは故意の発射にかかわらず）限定的な弾道ミサイル攻撃から米国の領域を防御する能力を持った効果的なNMDを、技術的に可能になり次第、速やかに配備することが米国の政策である（第2条）」と規定したNMD法が、上院および下院で、ともに圧倒的な支持を得て可決され、クリントン大統領もこれに署名した。

クリントン政権のNMD計画は、宇宙配備迎撃システムの配備を計画したSDIおよびGPALSとは異なり、迎撃体を大気圏外で弾頭に衝突させて迎撃する地上配備迎撃ミサイルを、2005年までに20基、2007年までに100基、2011年までに250基、まずアラスカに、次いでノースダコタに配備するというものであった⁴⁾。またNMDの配備は、条約で規定される場合を除いて領域および地域防衛のためのABMシステムの展開を禁止するABM条約に違反することから、クリントン政権はロシアに対して、その配備を可能にするために、ABM条約を改正するよう提案した。米国は、限定的なNMDはロシアの米国に対する核抑止力を損なうものではないとしてロシアに理解を求めるとともに、ABM条約の改正と、後述するようにロシアが求めている第三次戦略兵器削減条約（START III条約）の締結とをセットにすることで、ロシアからABM条約改正に関する妥協を引き出そうとした。核軍備管理に関する2000年1月の米露間協議において、米国はABM条約議定書案を提出し、その中で、米露は限定的な長距離弾道ミサイル攻撃に対する領域の限定的な防衛を目的としたミサイル防衛システムとして、領域内の1地域（半径150km以内）に100基の迎撃ミサイルを配備できること、ならびに2001年3月1日以降、その議定書の再検討を行うことなどを提案したとされている⁵⁾。

3) "Executive Summary of the Report of the Commission to Assess the Ballistic Missile Threat to the United States", July 15, 1998 (<http://www.fas.org/irp/threat/bm-threat.htm>).

4) クリントン政権におけるNMD計画に関しては、以下を参照。Congressional Budget Office, "CBO Paper: Budgetary and Technical Implication of the Administration's Plan for National Missile Defense", April 2000 (http://www.fas.org/spp/starwars/congress/2000_r/000425-cbo-nmd.htm).

5) "U.S. Draft Protocol to the ABM Treaty and Associated 'Talking Points'", *Arms Control Today*, Vol. 30,

クリントン政権は、2000年夏を目途に、脅威の性格、技術的実現可能性、コスト、および軍備管理を含む国家安全保障への影響という4つの基準に基づいてNMD配備に関する決定を行うとしていたが、3回のNMD実験のうち2回が失敗したことなどから、クリントン大統領は2000年9月に、「NMDシステム全体の技術および運用効果に十分な信用性があるとは結論付けられないため、現状ではNMDの配備を承認しないことを決定⁶⁾」し、その判断を次期政権に委ねることとした。また核軍備管理に関する米露間協議も、ロシアがA BM条約改正に強く反対したこと、ならびに START III 条約に関する意見の相違も解消されなかったことから進展せず、クリントン大統領は、2000年9月の米露首脳会談後、米露間核軍備管理に関する交渉を次期政権に委ねると発言した。

以上のように、クリントン政権は、NMD配備に関する決定、ならびにA BM条約改正を含む米露間核軍備管理に関する協議を次期政権に先送りした。2000年大統領選挙に先立ち、共和党および民主党はそれぞれ次期政権に向けた綱領を採択し、その中でNMDおよび米露間核軍備管理に関する両陣営の政策が提示された⁷⁾。

共和党綱領では、クリントン政権のNMD政策を、冷戦期の思考や協定に縛られて賢明な戦略を発展させなかったと批判した上で、共和党が政権に就けば、国家安全保障上の理由だけでなく、米国民は防御されるに値するという道徳上の責務があることから、全米、在外米軍および同盟国を防御する効果的なミサイル防衛を、可能な限り早期に配備するとした。A BM条約については、不十分な改正ではなく、交渉による変更 (a negotiated change) を提案するとし、また米国のNMDが一方的な優位ではなく共通の安全保障を追求するものであることをロシアに保証する、より前向きで実際的な方法があるとした。さらに、強力な (robust) NMDの推進と並行して核戦略も一新し、ロシアは主要な敵ではなく、核の恐怖の均衡に依存する必要もないことから、核兵器の一方的かつ大幅な削減、ならびに警戒態勢の低減を行い、ロシアにも同様の措置を実施するよう求めるとした⁸⁾。

他方、民主党綱領では、クリントン政権におけるNMD政策および米露間核軍備管理政策の継承を掲げた。NMDについては、大量破壊兵器を保有する懸念国からのミサイル攻撃に対して米国を防御する、限定的なNMDシステムのための技術開発を支持し、クリントン政権が定めた前述の4つの基準に沿って配備決定を行うこと、ならびにNMDとA BM条約との共存に高い価値を置くこととした。また漸進的に低いレベルでの戦略核の安定を目標とし

No. 4 (May 2000), pp. 16-20. 参照。

6) "Remarks by the President on National Missile Defense, Gaston Hall Georgetown University, Washington, D.C.", September 1, 2000.

7) 共和党および民主党両大統領候補のNMDおよび核軍備管理に関する主張は、以下でも述べられた。"Presidential Election Forum: The Candidates on Arms Control", *Arms Control Today*, Vol. 30, No. 7 (September 2000), pp. 3-7.

8) "Republican Platform 2000: Renewing America's Purpose. Together" (<http://www.rnc.org/2000/2000platformcontents>).

て核兵器を大幅に削減するという、クリントン政権下の努力を支持しており、条約に基づき検証の下でロシアとともに核兵器を削減するという米国の伝統的な政策の継続を提案した。共和党の提案に対しては、核兵器の一方的かつ大幅な削減は米国の安全保障を損ない、強力なNMDの配備は新たな核軍備競争を引き起こすとして批判した⁹⁾。

11月の選挙で共和党のブッシュ候補が次期大統領に当選し、さらに議会は、差は縮まったものの、両院とも共和党が多数を維持することになったことから、米国のNMD計画および政策は大きく変更される可能性がある。しかしながら、ブッシュ新大統領は、配備されるNMDシステムや規模など、具体的なNMD政策を明示していない。また大統領就任後の政策は、就任前の公約と必ずしも合致するものではなく、むしろ修正された政策が提示されることも珍しくない。このため、新政権の下で発表される新たなNMD計画および政策が注目される。

3 NMDと米国の脅威認識

NMD推進派は、化学兵器や生物兵器を保有するとともに核兵器の取得も模索している懸念国が、近い将来、米国本土に到達する弾道ミサイルを保有し、これを米国本土に対する大量破壊兵器攻撃に使用する恐れがあるという脅威認識を共有しており、そのような攻撃から米国本土を防御するためにNMDの配備が必要であると主張している。またNMD推進派の多くは、NMDが、事故など偶発的な弾道ミサイルの使用から米国本土を防御する手段としても有効であると考えている¹⁰⁾。これに対してNMD反対派は、推進派が認識するような脅威は、軍備管理・不拡散の推進を含む外交的な努力、外科的爆撃 (surgical strike)、ならびに米国が保有する強力な通常戦力および核戦力を用いた抑止のほうが、NMDを配備するよりも、効果的に脅威を低減し除去できると主張している。

軍備管理・不拡散を含む外交的な努力は、効果的に機能すれば、NMD推進派が認識する脅威の増大を抑制し、またその存在を除去することができる。ミサイル不拡散に関する唯一の多数国間枠組みであるミサイル輸出管理レジーム (MTCR) は、懸念国によるミサイル開発、取得および増強が、外国からの支援や資機材の輸入に大きく依存していることから、その不拡散および増強防止に一定の貢献をしてきた。参加国の拡大を含めた MTCR の強化、ならびに参加国による MTCR ガイドラインの厳格な履行は、ミサイル不拡散および増強防止

9) "The 2000 Democratic National Platform: Prosperity, Progress, and Peace", August 15, 2000.

10) NMD推進派の一部には、中国による ICBM 増強を米国に対する脅威として、その能力を相殺するためにNMDを配備すべきであるとの主張もある。たとえば以下を参照。Richard D. Fisher, Jr. and Baker Spring, "China's Nuclear and Missile Espionage Heightens the Need for Missile Defense", *The Heritage Foundation Backgrounder*, No. 1303 (July 2, 1999).

を強化するものである。また現在、ミサイル不拡散に関する世界的な規範あるいは枠組みの構築が議論されており、2000年の主要8カ国首脳会議（G8）では、「ミサイルの拡散を抑制するために、さらなる多数国間措置を検討し推進する必要があることを認識」し、ロシアが提案している「グローバル監視システムの提案を検討する」ことが合意された¹¹⁾。米朝ミサイル協議のように、懸念国に個別に働きかけることも重要である。大量破壊兵器に関しても、NPT、化学兵器禁止条約（CWC）および生物兵器禁止条約（BWC）といった多数国間条約、地域的措置、あるいは国連監視・検証・査察委員会（UNMOVIC）¹²⁾ や米朝枠組み合意などの個別的な対応を通じて、その不拡散を促進し強化する努力が継続されるべきである。さらに、大量破壊兵器およびミサイルの不拡散には、懸念国が含まれる地域の安全保障環境を改善し、それらの保有や増強を模索する誘因を除去するという、外交的な努力が不可欠である。

偶発的な弾道ミサイルの使用に関しては、核発射統制装置（PAL）の強化、早期警戒システムの強化や性能向上、あるいは警戒態勢の低減や解除（de-alerting）、ミサイルの不活性化（de-activating）およびミサイルと弾頭の切り離し（de-mating）といった核兵器システムの運用状況に対する措置の実施により、少なくとも平時における脅威は低減される。

しかしながら、MTCRのような輸出管理だけでは、対象となる兵器の拡散および増強を遅らせることは出来ても、これを完全に防止することはできない。大量破壊兵器およびミサイル不拡散に関する枠組みが構築され、強化されてきたにもかかわらず、その拡散を防止し、取得した兵器を完全に廃棄させるまでには至っていない。また核兵器国は、核兵器システムの運用状況に対する措置の実施に消極的である。軍備管理・不拡散の一層の強化および推進が求められているものの、総論では賛成が得られても、各論では国家の利害が絡むことから、新たな措置が成立するまでには相当の時間を要する場合が少なくなく、また成立した措置の実効性が疑問視されることもある。効果的な措置が成立しても、これに参加しない国の活動は規制されず、仮に効果的な措置が成立し、懸念されるすべての国の参加が得られたとしても、これに違反して禁止された活動を行う可能性もある。

このため、軍備管理・不拡散を含む外交的な努力と並行して、そのような努力が成功しない場合の対応手段が必要である。

外科的爆撃は、弾道ミサイルが発射される前に、爆撃によってこれを破壊し無力化する手段であるが、自衛権の行使、あるいは国連安全保障理事会による軍事的強制措置の決定といった場合を除き、そのような爆撃は国際法上違法行為となる。また湾岸戦争でも明らかにな

11) "G8 Communiqué Okinawa 2000", Okinawa, Japan, 23 July 2000, para. 78.

12) UNMOVIC は、国連イラク特別委員会（UNSCOM）に替わり、イラクの大量破壊兵器およびミサイルの廃棄および検証などを行う組織として、国連安全保障理事会決議 1284（S/RES/1284 of 17 December 1999）に基づき設置された。

ったように、移動式弾道ミサイルは、外科的爆撃に対する非脆弱性が高い。

報復能力に基盤を置く懲罰的抑止 (deterrence by punishment) は、懸念国に大量破壊兵器の使用を思いとどまらせる効果的な手段であるが、偶発的な弾道ミサイルの使用は防止できず、また懸念国に対しても常に機能するとは限らない。米国の通常戦力によって懸念国の大量破壊兵器使用が抑止されるか、懸念国が大量破壊兵器を使用した場合に米国が直ちに核兵器を用いて報復するか、あるいは合理的でない指導者に懲罰的抑止が機能するかなど、米国の懸念国に対する懲罰的抑止の信頼性には、疑問が投げかけられてきた。また、米国が懸念国に対する核兵器を用いた懲罰的抑止を強調すれば、懸念国に大量破壊兵器および弾道ミサイルの保有および増強を行う口実や誘因を与えるとともに、核兵器の価値が高まることで軍備管理・不拡散全体に悪影響を与える可能性もある。加えて、大量破壊兵器を保有する懸念国が米国に到達する弾道ミサイルを保有した場合、米国は、その懸念国が関係する地域紛争への介入を抑止されるかもしれない。

NMDは、軍備管理・不拡散を含む外交的な努力、外科的爆撃、ならびに懲罰的抑止が機能しない場合に、懸念国による大量破壊兵器搭載弾道ミサイル攻撃、ならびに偶発的な弾道ミサイルの使用から米国本土を防御する手段であると捉えられる。とくに懸念国との関係を考えて、NMDが懸念国の米国本土に対する弾道ミサイル攻撃を効果的に迎撃する能力を持つ場合、NMDを凌駕する規模の弾道ミサイルを配備する能力を持たない懸念国が、そのような弾道ミサイルを開発し、保有する意味はないと考えることが期待できる。また米国は、NMDの配備によって、防御能力に基盤を置く拒否的抑止 (deterrence by denial) が強化されることで、懲罰的抑止への依存を低減しつつ、懸念国に対する抑止力を維持でき、さらに地域紛争への介入を抑止されるという可能性も低減できる。

他方で、NMDだけでは、懸念国の大量破壊兵器および弾道ミサイルの脅威のすべてを低減し除去することはできない。NMDは、懸念国の大量破壊兵器および弾道ミサイル関連活動のすべてを抑制ないしは中止させるものとはなりえず、また懸念国が弾道ミサイル以外の方法を用いて米国本土に対する大量破壊兵器攻撃を行う可能性は残されている。効果的なNMDでも、100%の迎撃率は期待できず、迎撃を免れた弾道ミサイルは米国本土に到達することになる。

軍備管理・不拡散を含む外交的な努力、外科的爆撃、懲罰的抑止、およびNMDは、いずれも単独では、懸念国の米国本土に対する大量破壊兵器搭載弾道ミサイル攻撃、ならびに偶発的な弾道ミサイルの使用という脅威に完全に対応できるものではなく、またNMDの配備によって、懸念国が米国本土に対する弾道ミサイル攻撃以外の方法を模索する可能性もある。NMD推進派が認識するような脅威は、これらの手段を組み合わせ、それぞれの弱点が相互に補完されることで、効果的に低減し除去することができると考えられ、その意味において、

NMDは軍備管理・不拡散と対立するものではなく、共存し得るものであるといえる。

4 NMDと核軍備競争の懸念

NMD反対派は、米国のNMD配備が、核軍備競争を誘発すること、核軍備管理の既存の枠組みを損ない、その進展を阻害すること、ならびに核兵器およびミサイルに関する不拡散にも悪影響を与えることを懸念している。米国が、とりわけロシアおよび中国との関係に十分な注意を払うことなくNMDを配備すれば、反対派の懸念は現実のものになりかねない。

(1) ロシア

ロシアが長く第二次戦略兵器削減条約 (START II 条約) を批准しなかった理由の1つは、米国のミサイル防衛計画に対する懸念であった。ロシアは、2000年4月の START II 条約批准の際に制定した START II 条約批准関連法で、戦略核兵器の削減と ABM条約の維持とを明確に関連付け、ロシアが START II 条約から脱退する権利を有する場合の1つに、米国による ABM条約脱退または違反を含めるとともに (第2条)、START II 条約の批准書交換を、1997年9月に署名された START II 条約議定書、ABM条約に関する了解事項、ABM条約に関する第一合意声明、ABM条約に関する第二合意声明、および戦略弾道ミサイル以外の弾道ミサイルを迎撃するシステムに関する信頼醸成措置についての協定¹³⁾ が米国によって批准された後に行うとした (第9条)。

ロシアは、北大西洋条約機構 (NATO) 拡大および米国の単独主義的な行動に不信感を持つとともに、内戦や自国周辺での地域紛争を主要な脅威と認識し、通常戦力の弱体化とも相俟って、核兵器への依存を高めている。またロシアにとって、米国と並ぶ大国としての地位を維持する方法の1つは、戦略核兵器に関する米国との数的均衡、ならびに米国と同等の核抑止力を保つことである。しかしながらロシアは、経済状況の悪化から、大規模な核戦力の維持や戦略核運搬手段の新規生産が容易ではなくなっている。START II 条約が発効すれば、ロシアの戦略核兵器の中心である個別誘導複数目標弾頭 (MIRV) 化大陸間弾道ミサイル (ICBM) が全廃されることもあり、ロシアは1000-1500発の戦略核弾頭しか配備できなくなると考えられている。米露は、1997年3月のヘルシンキ二国間サミットで、START III 条約に関する基本的枠組みとして、配備される戦略核弾頭数を2000-2500発に削減することに合意したが、ロシアは現在、これを1000-1500発にするよう提案している。

このような中で米国が強力かつ大規模なNMDを配備すれば、ロシアの米国に対する核抑

13) ロシアは、START II 条約の批准と同時に、これらの文書も批准した。他方、START II 条約を1996年1月に批准した米国は、これらの文書を批准していない。

止力は大きく損なわれる。またロシアは、米国が配備する限定的なNMDが、これを急激に増強する際の基礎になることも懸念している¹⁴⁾。ロシアは、その戦略核戦力が低下し、大幅な削減が必要な中での米国によるNMD配備を、ロシアの米国に対する核抑止力、ならびに米国と並ぶ大国としての地位を損なう恐れがあるものと捉えられる。

米国が、ロシアの合意を得ないまま、ABM条約違反あるいは脱退によってNMD配備を一方的に推進すれば、ロシアは、配備されるNMDの規模にかかわらず、米国に対する報復措置として、START II条約から脱退すると思われる。これにより、ロシアは、配備しているMIRV化ICBMを全廃すること、ならびに3500発の規模まで戦略核弾頭を削減することといった義務を負う必要がなくなる。ロシアが、米国のNMDに対抗するために必要だと考えれば、第一次戦略兵器削減条約（START I条約）からも脱退し、経済難にもかかわらず、戦略核兵器の一層の増強を行うかもしれない。またロシアは、米国の先制攻撃によってロシアの多くの戦略核兵器が破壊され、残存する戦略核兵器も米国の限定的なNMDによって迎撃されることを懸念して、戦略核戦力の警戒態勢を高めると考えられている。さらにロシアは、米露間関係の悪化に伴いNATOへの敵対的な姿勢を強める状況、あるいは米国のNMD配備に起因する中国の核軍備増強がロシアにも脅威を与える状況になれば、中距離核戦力（INF）条約からの脱退、あるいは非戦略核兵器に関する1991年10月の一方的措置の撤回により、非戦略核兵器を再配備する可能性もある¹⁵⁾。

ロシアは、クリントン政権のNMD計画およびABM条約改正提案に反対してきたが、これは、2001年に発足する米国新政権のNMD政策を見極めるという方針であるとも考えられる。ロシア国内では、保守派がABM条約改正に強く反対しているのに対して、現実派はABM条約改正で譲歩するのと引き換えに、START III条約で米国から譲歩を引き出すほうが得策であると主張しており、意見が分かれている¹⁶⁾。またロシア政府および軍部からも、ABM条約改正を容認する趣旨の発言がみられる¹⁷⁾。米国の新政権が、NMDの配備を、ロシアとの協議の下でABM条約の改正または変更を通じて行うこと、NMDシステムおよびその配備規模はロシアの米国に対する核抑止力を損なわないものにする、ならびにNM

14) Alexander A. Pikayev, "ABM Treaty Revision: A Challenge to Russian Security", *Disarmament Diplomacy*, No. 44 (March 2000), pp. 6-7. 参照。

15) 米国のNMD配備に対してロシアが行うと思われる対抗措置に関しては、以下を参照。Keith Payne and Wills Stanley, "Alternative Futures", *Comparative Strategy*, Vol. 16, No. 2 (April-June 1997), pp. 169-172.; George Lewis, Lisbeth Gronlund and David Wright, "National Missile Defense: An Indefensible System", *Foreign Policy*, No. 117 (Winter 1999-2000), pp. 134-135.; Alexander A. Pikayev, "Moscow's Matrix", *The Washington Quarterly*, Vol. 23, No. 3 (Summer 2000), pp. 187-191.

16) Yuri Chkanikov and Andrei Shoumikhin, "Russian Security Requirements and the US Limited National Missile Defense System: Is Accommodation Possible?", *Comparative Strategy*, Vol. 17, No. 3 (July-September 1998), pp. 292-294. 参照。

17) Patrick E. Tyler, "Eyeing U.S. Missile Defense, Russia Wants Less Offense", *The New York Times*, November 15, 2000 (<http://www.nytimes.com/2000/11/15/world/15RUSS.html>). 参照。

Dの急激な増強を行わないことなどを明確にして、ロシアの懸念を緩和するとともに、ロシアに対して START III 条約における戦略核兵器の大幅な削減、あるいは早期警戒システムなどに関する米露間協力などというインセンティブを与えれば、ロシアは米国のNMD配備を受け入れると思われ¹⁸⁾、米露による戦略核兵器の大幅削減と米国のNMD配備との共存が可能になる。

フランスを中心とする多くの NATO 諸国の懸念は、米国のNMD配備に対抗してロシアが核戦力を再増強することにより、NATO 諸国に対する脅威が高まること、ならびにフランスおよび英国のロシアに対する核抑止力が低下することである。また NATO 諸国には、米国のNMDの配備によって孤立主義を強め、NATO 防衛への関与を弱めることに対する懸念もある¹⁹⁾。しかしながら、米露間でNMDに関する合意が成立し、米国がNMDを配備してもロシアが核戦力を増強しないこと、ならびに米国がNMD配備後も NATO 諸国の防衛に従来通り関与することが明確になれば、フランスを含む NATO 諸国は、米国のNMD配備を容認すると考えられる。

(2) 中国

クリントン政権下で計画されたNMDが配備される場合、最も強く影響を受ける核兵器国は中国である。中国が保有している核運搬手段のうち、米国本土に到達できるのは約20基の固定式・液体燃料方式 ICBM だけであり、クリントン政権が計画した100基程度の限定的な地上配備NMDでも、中国の米国本土に対する核攻撃能力は無力化され得る。中国は、「ミサイル防衛計画の歴史および……計画されたNMDの能力は、(クリントン政権によって)提案されているシステムが中国に向けられ、中国の限定的な核能力に深刻な影響を与えることを示している²⁰⁾」と捉え、「もしある国が、絶対的な安全や一方的な戦略的優位を得るために、攻撃戦力に加えて……NMD配備を模索すれば、他の国は、より進んだ攻撃ミサイルの配備を強いらられるだろう²¹⁾」として、核軍備の増強を示唆している。

18) Ivo H. Daalder, James M. Goldgeire and James M. Lindsay, "No Rush to Judge Russia: A Deal on NMD and ABM Really is Possible", *Defense News*, January 17, 2000 (<http://www.brook.edu/views/op-ed/daalder/20000117.htm>). 参照。

19) NATO 諸国の懸念に関しては、以下を参照。Nicola Butler, "NATO Ministers Fudge the Essentials", *Disarmament Diplomacy*, No. 42 (December 1999), pp. 21-22.; Thérèse Delpech, "US Ballistic Missile Defence: A French View", *Disarmament Diplomacy*, No. 44 (March 2000), pp. 12-13.; Camille Grand, "Missile Defense: The View from the Other Side of the Atlantic", *Arms Control Today*, Vol. 30, No. 7 (September 2000), pp. 15-18. なお英国政府は、NMDに対する態度を明確にしていなが、議会からは強い懸念が示されている。以下を参照。Nicola Butler, "Missile Defence Divergence: Britain Debates NMD", *Disarmament Diplomacy*, No. 48 (June 2000), pp. 19-24.

20) Sha Zukang, "US Missile Defence Plans: China's View", *Disarmament Diplomacy*, No. 43 (January/February 2000), p. 4.

21) Sha Zukang, "Some Thought on Non-Proliferation", presentation for the 7th Carnegie International Non-Proliferation Conference, January 11-12, 1999, Washington D. C. (<http://beta.ceip.org/files/events/Conf99Sha.asp?p=8>).

中国は、大国としての地位を確保するという象徴的な理由や、米国による台湾問題への軍事介入を抑止するという安全保障上の理由などから、米国本土に対する核攻撃能力を維持したいと考えているが、中国が配備している ICBM は相手国からの先制攻撃に脆弱であるため、1980年代以降、報復戦力として生き残り能力 (survivability) のある移動式・固体燃料方式 ICBM および潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) の開発を継続してきた。少なくとも中国の ICBM は、米国がNMDを配備しなくとも増強されるであろうが、米国が中国の ICBM を迎撃できるNMDを配備すれば、中国は、ICBM 配備数の増加やその MIRV 化などによって、そのペースを加速させると考えられている²²⁾。さらに中国は、米国による台湾問題への軍事介入を抑止するために、米国本土に対する核攻撃能力に加えて、台湾およびその近海に到達する短距離ミサイル、ならびに在日米軍基地を攻撃できる中距離ミサイルを増強する可能性もある。

米国のNMD配備によって中国の核軍備増強が加速すれば、中国を主要な脅威と認識するとともに、中国と同等の地位を確保したいと考えるインドへ、さらにインドを主要な脅威と認識するパキスタンへと、核軍備増強が連鎖する可能性が高い。また中国の核軍備増強がロシアにも脅威を与えるものになれば、ロシアは、米露間でNMDに関する合意が成立しても、中国に対する核抑止力を強化するために非戦略核兵器の増強を模索するかもしれない。

中国、インドおよびパキスタンは、核軍備増強のために核実験の実施が必要だと考えれば、その間、包括的核実験禁止条約 (CTBT) への署名あるいは批准を行わないであろう。CTBT の発効には、条約で特定された中印パを含む44カ国すべてによる批准が必要であることから、この条約が早期に発効する可能性は一層小さくなる。

また中国は、ジュネーブ軍縮会議 (CD) で交渉開始に向けて議論が続いている兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) に消極的な態度を示している。CDの2000年会期では、FMCT に関して「交渉を行う (negotiate)」特別委員会、ならびに宇宙における軍備競争の防止 (PAROS) に関して「取り扱う (deal with)」特別委員会の設置などを定めた作業計画が提案されたが²³⁾、中国はPAROS に関して「交渉を行う」特別委員会を設置するよう強く求め、米国が中国の主張に強く反対したため、作業計画は合意に至らなかった²⁴⁾。中国は、PAROS を通じて米国のミサイル防衛を禁止したいと考え、他方で核兵器国の中で唯一、兵器用核分裂性物質の生産に関するモラトリアムを宣言しておらず、FMCT と PAROS を関連付けることで、米国のNMD計画を牽制するとともに、米国がNMD計画を維持する間は、

22) 米国がNMDを配備すれば、中国は ICBM に搭載する核弾頭を約200発にまで増強する可能性があると予測した機密の報告書が、米国の情報機関によって提出されたと伝えられた。以下を参照。Steven Lee Myers, "Sharp Reply Seen If U. S. Builds Shield", *The International Herald Tribune*, August 11, 2000, p. 1.

23) CD/1624 of 24 August 2000.

24) Jenni Rissanen, "Silence and Stagnation As the CD Concludes Fruitless Year", *Disarmament Diplomacy*, No. 50 (September 2000), p. 9-13. 参照。

兵器用核分裂性物質の生産を再開する余地を残しておくという意図があると思われる。

米国のNMD配備によって、核軍備競争が誘発され、核軍備管理の既存の枠組みが損なわれ、その進展も阻害されれば、核不拡散体制の信頼性は大きく損なわれる。また米国のNMD配備によって米中関係が悪化すれば、中国は核兵器およびミサイル不拡散に関する米国との協力を行わず、結果としてそれらの拡散が促進される可能性もある。

クリントン政権は、米国のNMDが中国向けに配備されるものではないとして中国の理解を得ようとしてきたが、中国の懸念を緩和するような具体的な提案は行わなかった。中国は、クリントン政権で計画されたNMDが、中国のICBMを迎撃する能力を持つと考えており、そのようなNMD計画に対して中国が理解を示す、あるいは黙認する可能性は低いと思われる。

中国の懸念を緩和しつつ米国がNMDを推進する1つの方法としては、迎撃体を用いたブースト段階迎撃システム(BPI)をNMDとして配備することがあげられる。これは、敵弾道ミサイル発射後3-4分間のブースト(上昇)段階に、迎撃体を弾道ミサイルに衝突させて迎撃するもので、地上配備、海洋配備および航空機搭載のシステムが提案されている。ブースト段階の弾道ミサイルは速度が遅く、また迎撃目標は弾頭よりも弾道ミサイルのほうが大きいことなどから、BPIは、より確実に弾道ミサイルを迎撃できると考えられている。また迎撃ミサイルの速度にもよるが、仮にこれが毎秒7kmである場合、迎撃体を用いたBPIで迎撃できるのは、配備される場所から約1000km以内で発射される弾道ミサイルであるとされ、SLBMや内陸奥深くから発射される中露のICBMを迎撃するのはほぼ不可能である一方で、国土が大きくなく、SLBMを保有していない懸念国が発射する地上配備弾道ミサイルの迎撃は可能である²⁵⁾。

迎撃体を用いたBPIは、クリントン政権で計画されたNMDシステム以上に開発が遅れていること、ならびに弾道ミサイルを用いた奇襲攻撃や偶発的な弾道ミサイルの使用に対応するのが困難であることなどの欠点があるが、中露の米国本土に対する核攻撃能力を損なわないため、核軍備競争を誘発して核軍備管理・不拡散にも大きなダメージを与えるという可能性を回避しつつ、他方で懸念国の米国本土に対する弾道ミサイル攻撃には一定の対応が可能なシステムであり、検討に値すると思われる。

25) BPIに関しては、以下を参照。Theodore Postol, "Hitting Them Where It Works", *Foreign Policy*, No. 117 (Winter 1999-2000), pp. 132-133.; Michael O'Hanlon, "U. S. Missile Defense Programs", paper for the workshop on "East Asian Regional Security Futures: Theater Missile Defense Implications", the United Nations University, Tokyo, June 24-25, 2000 (<http://www.nautilus.org/nukepolicy/TMD-Conference/index.html>).; John Deutch, Harold Brown and John P. White, "National Missile Defense: Is There Another Way?", *Foreign Policy*, No. 119 (Summer 2000), pp. 91-100.; Dean A. Wilkening, "Ballistic-Missile Defence and Strategic Stability", *Adelphi Paper*, No. 334 (2000).; Richard L. Garwin, "Boost-Phase Intercept: A Better Alternative", *Arms Control Today*, Vol. 30, No. 7 (September 2000), pp. 8-11.

(3) 米国のとるべき態度

米国が配備するNMDシステムや配備規模、あるいはNMD配備に関する米国の態度によっては、核軍備競争が誘発されること、核軍備管理の既存の枠組みが損なわれ、その進展が阻害されること、ならびに核兵器およびミサイルに関する不拡散にも悪影響が及ぶことといった、NMD反対派の懸念が現実のものになりかねない。これは、国際社会はもちろん、NMDを配備する米国にとっても、その安全保障利益を損なうものである。他方で、これらの懸念を回避しつつ、米国がNMDを配備する方法も残されている。米国が、中露を含む主要国の懸念を十分に考慮するとともに、ABM条約の改正や変更を通じてNMDシステムおよび配備規模などを制限しつつ、慎重に推進することによって、少なくとも短期的には、米国のNMD配備は軍備管理・不拡散と共存し得るといえる。

5 NMDと戦略的安定

冷戦期、お互いを主要な脅威と認識していた米ソは、先制攻撃を受けても残存する報復戦力で他方の領土や国民に「耐え難い」損害を与える確証破壊 (assured destruction) 能力を双方が持つことにより、両国間関係が極度に緊張した場合でも、相手国に対して先制攻撃を行う誘因が抑制された状態である「危機における安定 (crisis stability)」、ならびに戦略戦力を増強する誘因が抑制された状態である「軍備競争に係る安定 (arms race stability)」からなる戦略的安定 (strategic stability) を維持するという、相互確証破壊 (MAD: Mutual Assured Destruction) ドクトリンを確立した。両国は、MADの状態を維持するために、防衛兵器であるABMの配備を厳しく制限して弾道ミサイル攻撃に対する脆弱性を維持する必要があるとして、ABM条約を締結した。ABM条約は、戦略的安定の基礎と位置付けられ、戦略兵器制限条約 (SALT条約) やSTART条約の成立を可能にした重要な要因の1つと捉えられてきた。

NMDは、弾道ミサイル攻撃に対する脆弱性を低減するという意味で、MADドクトリンに反する可能性を持つものである。このため、その配備の是非を巡っては、冷戦後の安全保障環境において、いかにして戦略的安定を維持するかという問題をも提起している。

ロシアおよび中国は、米国のNMD配備は戦略的安定を損なうものであり、冷戦後もMADの状態を維持することが戦略的安定の維持に資すると主張している。またクリントン政権は、懸念国が米国本土に対する弾道ミサイル攻撃能力を持つことは認めないが、少なくともロシアとの間ではMADの状態を維持することが好ましいと考えていた。他方で、NMD推進派の中には、共和党提案でも示唆されているように、核兵器という攻撃兵器を重視して核

の恐怖の均衡に依存するMADドクトリンは時代遅れであり、NMDという防御兵器を重視する新しいドクトリンへと移行するよう求める主張がある。

MADは、米ソが激しく対立し、他方からの先制攻撃を強く懸念する中で構築されたドクトリンであり、その下で両国は、「耐え難い」損害を与える確証破壊能力を維持するために、数万発という規模の核兵器を保有し合った。しかしながら冷戦後の米露を含む核兵器国間関係は、他方からの先制攻撃を強く懸念しなければならないような対立関係にはない。核兵器が全廃されるまでの間、核兵器国はこれを保有することを考えると、不測の事態に備えて、一定の懲罰的抑止能力が維持される必要はあるかもしれないが、それは「耐え難い」損害を与える確証破壊能力である必要はない。また核兵器国が確証破壊能力の維持または確保に固執する姿勢を変えなければ、他の主要な、あるいは地域のアクターに誤ったシグナルを与え、核兵器を含む大量破壊兵器および弾道ミサイルの一層の増強あるいは拡散を促進する要因になりかねない。その意味において、MADは、冷戦後の安全保障環境において、時代遅れのドクトリンであるといえる。

しかしながら、防御兵器を重視するドクトリンへと移行することが、戦略的安定を維持するために適当であるとも思えない。

冷戦期のSDIを巡る議論では、ミサイル防衛が技術的に実現可能で生き残り能力も相当程度高く、費用対効果の面でも優れているのであれば、米国はソ連と協力的な方法で、核兵器を削減するとともにミサイル防衛を配備し、段階的にミサイル防衛を重視する戦力態勢へと移行し、最終的には核兵器を廃棄し、ミサイル防衛に基礎を置く抑止に到達するという「相互確証安全保障 (Mutual Assured Security)」が提唱された²⁶⁾。しかしながら、これに対しては、ソ連が反対する中で米国が一方的に移行を開始すれば、ソ連は様々な対抗措置をとると予想されたこと、ならびに両国が移行に合意したとしても、移行の過程では両国が核兵器を保有する一方で、ミサイル防衛も完全なものではなく、先制攻撃を行う側が有利な状況を作り出す可能性があることなどから、戦略的安定が損なわれるとして、厳しく批判された²⁷⁾。これは冷戦後の安全保障環境においてもあてはまる。米中露間関係だけを考える場合でも、米国がNMDを含むミサイル防衛を重視するドクトリンへの移行を提唱しても、中露は多大なコストを負担してミサイル防衛の配備に向かうとは思えないこと、ならびに中国は核戦力で米国に大きく劣ることから、両国は移行に合意しないであろう。米国が一方的に移行を開始すれば、中露は核軍備増強により対抗すると思われる。また中露が移行に合意したとして

26) Paul H. Nitze, "The Objective of Arms Control", *Survival*, Vol. XXVII, No. 3 (May/June 1985), pp. 104-106. 参照。

27) 以下を参照。斎藤直樹『戦略兵器削減交渉：冷戦の終焉と新たな戦略関係の構築』慶應通信、1994年、188-191頁。Charles L. Glaser, "Why Even Good Defenses May Be Bad", *International Security*, Vol. 9, No. 2 (Fall 1984), pp. 92-123.

も、移行の過程では、中国のみならずロシアも核戦力およびミサイル防衛戦力に関する米国との質的および数的均衡が維持できないと思われることなども相俟って、中露は米国からの先制攻撃に不利な状況に置かれるため、緊張状態では、これら3カ国が互いに先制攻撃を実施する誘因を高めかねない。このため、防御兵器を重視するドクトリンへの単純な移行は、戦略的安定を損なう可能性が高いといえる。

冷戦後は、米ソ二極構造が終焉し、米国が唯一の超大国として残る一方で、中露を含む他の主要な、あるいは地域のアクターが、地域や国際社会における影響力の増大を模索するとともに、米露が必ずしも冷戦期のように地域紛争を管理できなくなっている。核兵器国を含む主要国間関係は、相手国の行動に不信感を持つことはあるものの、冷戦期の米ソ間関係のような対立関係にはない。その中で、中国を除く核兵器国は核兵器を削減してきたものの、少なくとも米露は現在も確証破壊能力を維持し、また中国は核戦力の増強を模索している。また懸念国は、核兵器を含む大量破壊兵器および弾道ミサイルの開発、保有および増強を継続している。

このような冷戦後の安全保障環境において求められているのは、確証破壊能力の維持に基づくMADドクトリンでも、防御兵器を重視するドクトリンでもない。核兵器が全廃されるまでの間、核兵器国は懲罰的抑止能力として最低限の核兵器を保有するが、同時に核兵器を一層大幅に削減すること、そのような懲罰的抑止能力を損なわないように注意しつつ、NMD推進派が懸念するような脅威に対応する手段としてのNMDを含むミサイル防衛の有効性を考慮すること、核兵器を含む大量破壊兵器およびミサイルに関する軍備管理・不拡散を推進すること、核兵器国を含む主要国間の一層良好な関係を構築すること、ならびに主要国が国際的平和および安全を損なうような行動に一致して対応することを通じて、脅威を高めることによってではなく、これを低減して安全かつ安定的に戦略的安定を維持する、相互確証安全(MAS: Mutual Assured Safety)ドクトリンへの移行を開始すべきである²⁸⁾。

冷戦後は、米露のみならず他の主要な、あるいは地域のアクターの動向を十分に考慮しなければならず、MADからMASへは慎重かつ漸進的な移行が必要である。その移行は、様々なレベルでの努力が必要とされ、NMDの配備だけで可能になるものではない。他方で、NMDを巡る議論は、戦略的安定に関する議論を再燃させると契機となっており、またNMDに関する米露間および米中間における合意の成立は、MADからMASへの移行に向けた第

28) クレボン (Michael Krepon) は、米露間で行われている協力的脅威削減 (Cooperative Threat Reduction) の原則の下で安心感を与えるようなMASへの移行を提案している。以下を参照。マイケル・クレボン「冷戦型発想の転換を迫る：MADからMASへ」『外交フォーラム』、145号 (2000年9月)、40-45頁。その「安心感 (reassurance)」については、グッドパスター (A. J. Goodpaster) が、「もしXがYを攻撃したり威嚇したりしなければ、Yも同様にすることをXが相当程度の信頼をもって安心できる」とことと定義し、「XがYを攻撃すれば、Yは反撃する」という古典的な抑止から、「安心感」を与えることに移行すべきであると提言した。以下を参照。Andrew J. Goodpaster, "Shaping the Nuclear Future: Toward a More Comprehensive Approach", *Occasional Paper*, The Atlantic Council of the United States, December 1997, pp. 3-4.

一步になり得る。前述のように、米国が中露を含む主要国の懸念を十分に考慮しつつ、慎重にNMDを推進することで、少なくとも短期的にはNMDと軍備管理・不拡散とが共存し得るが、さらにNMDは、MASへの移行に向けた努力の枠組みの中において推進される場合に、中長期的にも軍備管理・不拡散と共存し得るといえる。

6 おわりに

米国によるNMDの配備は、「両刃の剣」であり、推進派が主張するように、米国に対する懸念国の大量破壊兵器搭載弾道ミサイル攻撃、ならびに偶発的な弾道ミサイルの使用という脅威を低減する有効な手段であると同時に、反対派が懸念するように、核軍備競争を誘発し、核兵器を含む大量破壊兵器およびミサイルに関する軍備管理・不拡散の枠組みを崩壊させる可能性も有している。NMDと軍備管理・不拡散との共存は、米国が、ロシアおよび中国をはじめとする主要国との協議を重ね、主要国の懸念を十分に考慮し、その考慮に基づいたNMDを主要国の合意の下で配備する場合に可能になる。

またNMDを巡る議論は、冷戦後の安全保障環境に適するような戦略的安定維持のためのドクトリンに関する議論を活性化させる契機である。攻撃兵器と防御兵器のバランスだけを考えるのではなく、MADドクトリンから、脅威を低減して安全で安定的に戦略的安定を維持するMASへの移行に向けた努力が開始されるべきであり、NMDはその枠組みの中で推進されるべきである。